

二十 報酬、給料、賞与及び退職給与等

改 正 後	改 正 前
<p>(被合併法人の役員に対する退職給与の損金算入)</p> <p>9 - 2 - 23の2 合併に際し退職した当該合併に係る被合併法人の役員に支給する退職給与の額が合併承認総会において確定されない場合において、被合併法人が退職給与として支給すべき金額を合理的に計算し、合併の日の前日の属する事業年度において未払金として損金経理したときは、これを認める。</p> <p>(合併法人の役員となった被合併法人の役員等に対する退職給与)</p> <p>9 - 2 - 23の3 9 - 2 - 23の2は、被合併法人の役員であると同時に合併法人の役員を兼ねている者又は被合併法人の役員から合併法人の役員となった者に対し、合併により支給する退職給与について準用する。</p> <p>(株式譲渡請求権の意義)</p> <p>9 - 2 - 41 .....            .....商法等の一部を改正する等の法律(平成13年法律第79号)第1条《商法の一部改正》の規定による改正前の商法第210条ノ2第2項《取締役又は使用人に譲渡するための自己株式の取得》.....</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(株式譲渡請求権の意義)</p> <p>9 - 2 - 41 .....            .....商法第210条の2第2項《取締役又は使用人に譲渡するための自己株式の取得》.....</p>